

議案第26号

葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和4年2月16日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

公園占用料の額を改める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例の一部を改正する条例  
葛飾区立小菅東スポーツ公園、小菅西公園及び間栗公園条例（昭和58年葛飾区条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄を次のように改める。

金額
137円
1,375円
1,375円
10,800円
1,912円
16,875円
45円
45円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に許可を受けた占用及び施行日前に許可を受けた占用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る占用について適用する。